

(平成25年2月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の平成12年3月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年3月から同年11月まで

「ねんきんネット」で国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間の保険料が未納とされていることが分かった。私は、平成12年3月30日に会社を退職した際、A町役場（現在は、B市A支所）において国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していた。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後、国民健康保険又は健康保険の任意継続のうち、負担額が軽い方に加入したいと考え、A町役場で国民健康保険税及び任意継続健康保険の保険料の額を確認して健康保険の任意継続を選択した際、窓口職員から国民年金にも加入するように勧められ、加入手続を行ったと主張しているところ、B市は、「申立期間当時、国民健康保険の相談を受けた際は、国民年金の加入手続についても説明していた。」と回答している。

また、申立人は、A町役場で国民年金の加入手続を行った後に、社会保険事務所（当時）において、健康保険の任意継続の加入手続及び保険料の納付を行ったと主張しているところ、全国健康保険協会C支部の記録によれば、申立人が申立期間において健康保険の任意継続被保険者であったことが確認できるとともに、同保険料の初回納付日は平成12年4月13日であったことが確認できる。

さらに、日本年金機構では、申立期間に係る平成12年3月31日の国民年金被保険者資格の取得処理は同年5月22日付けで行われていると回答しており、この処理日について、D年金事務所は、「4月は繁忙期であるため、同年4月に受け付けた資格取得届に係る処理日と考えても不自然ではない。」と回

答している。

加えて、申立人は、平成 12 年 12 月 1 日に再就職するまで、毎月、国民年金保険料及び任意継続健康保険の保険料を一緒に納付していたと主張しているところ、全国健康保険協会 C 支部の記録によれば、申立期間に係る申立人の任意継続健康保険の保険料は、初回納付日以降、毎月納付され、その最終納付日は同年 11 月 10 日であることが確認できることから、当該納付日まで国民年金保険料についても納付していたものと推認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和41年3月8日、同資格の喪失日は43年1月21日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和41年3月から同年9月までは1万8,000円、同年10月から42年12月までは2万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年3月8日から43年3月20日まで

年金事務所に対して、A社に係る厚生年金保険被保険者期間の照会を行ったところ、昭和41年3月8日の厚生年金保険被保険者資格の取得日のみが確認でき、当時の標準報酬月額及び同資格の喪失日は確認できないとの回答があった。41年3月8日から43年3月20日まで、A社に勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立人に係る失業保険被保険者資格取得確認通知書及び同資格喪失確認通知書の記載内容から申立人が申立事業所において、昭和41年3月8日に失業保険被保険者資格を取得し、43年1月20日に離職したことが確認できる。

また、申立人が保管している厚生年金保険被保険者証の記載事項及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の記録から、申立人がA社に係る厚生年金保険の被保険者資格を昭和41年3月8日に取得した際に、申立人に対して、同被保険者証に記載された厚生年金保険被保険者台帳記号番号が払い出されていることが確認できる。

さらに、A社に係る厚生年金保険被保険者原票では、健康保険番号が*番及び*番と記載された同原票は確認できるが、*番と記載された同原票は確認で

きないところ、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の記録から、*番及び*番の同原票に記載された厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、申立人の同記号番号の前後の記号番号であることから、健康保険番号が*番の同原票には、申立人の記録が記載されていたと推認される。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 41 年 3 月 8 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、43 年 1 月 21 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、A社に係る同僚の厚生年金保険被保険者原票の記録から、昭和 41 年 3 月から同年 9 月までは 1 万 8,000 円、同年 10 月から 42 年 12 月までは 2 万 6,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 43 年 1 月 21 日から同年 3 月 20 日までの期間については、申立人が同年 1 月 20 日にA社を離職したことが確認できる上、申立事業所は、貸金台帳等は残っていないと回答していることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和 43 年 1 月 21 日から同年 3 月 20 日までの期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和54年2月16日であると認められることから、申立期間に係る資格喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、14万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年12月16日から54年2月16日まで

昭和51年4月にA社に入社し、同一グループ内事業所であるC社（現在は、D社）に異動したことはあったが、退職した59年2月まで、継続して勤務した。

それにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険被保険者記録、B社から提出された回答書及び発令書並びにD社から提出された回答書及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」から判断すると、申立人は、A社及び同一グループ内事業所のC社に継続して勤務し（昭和54年2月16日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、B社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書（以下「喪失確認通知書」という。）において、申立人の被保険者資格の喪失日が、前述の雇用保険被保険者記録及び申立事業所からの回答書に記載された日付と合致しない「昭和54年12月16日」とされており、事業主は健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届（以下「喪失届」という。）を提出した際に誤った資格喪失日を記載した可能性があることを認めている。

しかしながら、喪失届は、喪失確認通知書との複写式になっており、喪失

確認通知書の提出年月日及び社会保険事務所（当時）の受付印の日付は昭和 54 年 2 月 27 日であることから、喪失届は、同日に、約 10 か月先の資格喪失について社会保険事務所に届け出られたことになり、明らかに不自然であることを踏まえると、喪失届を受理した社会保険事務所において、十分な点検確認を怠り、喪失確認通知書を交付したと考えられる。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の喪失年月日欄は、「54.12.16」の「54」が「53」に修正されているが、申立事業所は、「当時のことは不明だが、発令書はすぐに確認できる場所にあり、問合せがあれば正しい異動日を伝えることができたと思う。」と回答していること、年金事務所は、「修正時期、事業所への問合せの有無は不明である。」と回答していること、及び喪失確認通知書の資格喪失日が昭和 54 年 12 月 16 日のままであることから判断すると、社会保険事務所が誤った処理を行ったと考えるのが妥当である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和 54 年 2 月 16 日であったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和 53 年 11 月の記録から、14 万 2,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る標準賞与額の記録については、2万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 11 月 21 日から 20 年 1 月 16 日まで
② 平成 18 年 8 月 1 日

申立期間①について、全期間に係る給与支給明細書を所持しており、年金記録を確認したところ、A社は、給与支給明細書に記載された金額とは違う内容の届出をしているようだ。当該期間について、実際に支給された給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

また、申立期間②について、標準賞与額の記録が無いことが分かった。当該期間において、同社から賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額及び標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額並びに申立人の報酬月額及び賞与額のそれぞれに見合う標準報酬月額及び標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額及び標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間②に係る標準賞与額については、申出人から提出された給与支給明細書において確認できる賞与額と厚生年金保険料控除額から判断すると、平成18年8月1日は2万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否

かについては、事業主から回答が得られない上、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が当該給与支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①に係る標準報酬月額については、申立人が提出した給与支給明細書から確認できる報酬月額は、申立人に係るオンライン記録上の標準報酬月額を上回るものの、当該明細書から確認できる控除された厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、申立人に係るオンライン記録上の標準報酬月額を下回ることから、特例法に基づく記録の訂正及び保険給付の対象には当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 12 年 2 月から同年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 2 月から同年 8 月まで

平成 12 年 6 月 20 日頃から同年 8 月までは、現在勤務している会社でアルバイトをしており、その収入で同年 7 月又は同年 8 月頃に自宅を訪れた集金人に申立期間の国民年金保険料をまとめて納付した。

その際、機械に何かを入力され、打ち出された領収書のようなものを受け取った記憶がある。

調査の上、申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は平成 12 年 7 月又は同年 8 月頃に、自宅を訪れた集金人に申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人は、「第 1 号・第 3 号被保険者取得勧奨」対象者として平成 12 年 8 月 21 日付けで勧奨関連対象者一覧表に登録され、「未加入期間国年適用勧奨」対象者として申立期間より後の 13 年 8 月 23 日付けで勧奨関連対象者一覧表（最終）に登録されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間直前に勤務していた事業所を退職した後に国民年金の加入手続を行っていない旨供述していることを踏まえると、前述の一覧表作成時点において、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行っておらず、申立期間は国民年金に未加入の期間であるため、制度上、申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、A 市（当時は、B 町）は、「平成 12 年当時、町職員が端末機等を携行して町民宅を訪問し、国民年金保険料を徴収することはなかったはずである。」と回答している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年10月から26年2月1日まで

私は、A社B支店に昭和25年10月から27年4月まで勤務していたにもかかわらず、同事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日は26年2月1日となっている。

C社（当時は、D社）が発行した人事記録にも昭和25年10月からA社B支店に勤務していたことが記載されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びA社から提出されたC社の人事記録の写しから、申立人が申立期間を含む昭和25年10月から27年4月までの期間にA社B支店に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、適用事業所名簿によると、申立事業所は昭和26年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できる上、申立人を含む当該事業所における全ての厚生年金保険被保険者の資格取得日は、同日以降となっている。

また、申立事業所は、既に適用事業所ではなくなっており、A社も、「当時の資料は無く、申立人の厚生年金保険への加入手続等については不明である。」と回答している。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立事業所が適用事業所となった日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる者のうち、連絡先が判明した一人に照会したところ、「私も昭和25年2月か3月頃からA社B支店で働き始めたと記憶しているが、厚生年金保険の被保険者資格は26年2月1日からである。当時、職員は4、5人

くらいであり、A社が厚生年金保険を適用されていたかどうかは分からない。」と供述しており、同事業所が適用事業所となる以前における厚生年金保険料の控除についての証言を得ることができない。

加えて、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 4558 (事案 4370 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月から37年6月まで

米軍のA施設においてBの業務、及び米軍C施設においてDの業務に従事していた期間について、厚生年金保険の被保険者記録が確認できなかったため、年金記録確認第三者委員会に被保険者記録の訂正を申し立てたところ、年金記録の訂正は認められなかった。

今回、駐留軍永年勤続表彰を受賞した時の副賞を所持しており、申立期間において両事業所に勤務していたことは間違いないので、再度調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立期間に係る申立てについては、申立人の妻は、申立人がA施設におけるBの業務、及び米軍C施設におけるDの業務に従事していた旨供述しているところ、i) 進駐軍の施設に勤務する従業員のうち非軍事的業務に使用されるに至った者の厚生年金保険被保険者資格の取扱いについては、A施設、C施設に使用されるに至った者等は、昭和26年7月1日からは、厚生年金保険の被保険者とはならない旨の厚生省保険局長通知(昭和26年7月3日付け保発第51号)が発出されていること、ii) A施設及び米軍C施設を所管するE機関に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことから判断すると、申立人が進駐軍の施設で従業員として従事していたとする職種は、上記通知に基づき厚生年金保険の被保険者とならないものとして取り扱われた事情がうかがえることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成24年2月16日付け

で年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人の妻は、駐留軍永年勤続表彰を受賞した時の副賞を所持していることを新たな事情として、再度申立てを行っているが、国の所管局が提出した申立人に係る駐留軍従業員登録票によれば、「昭和 48 年度（10 年）表彰済」と記載されていることから、申立人が 10 年永年勤続表彰を受賞したのは昭和 48 年度であり、当該表彰に係る 10 年永年勤続の対象期間には、申立期間は該当しないことが確認できる。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。